

確定版（公開用）

第7期 第7回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第7回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成29年10月5日（木）午後6時30分から午後7時45分
開催場所	中央ふれあい館2階特別会議室
出席者	<p>（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長</p> <p>（委員）稲川委員、松本委員、植木委員、森委員、内山委員、岡田委員、板橋委員、戸部委員、小林委員</p> <p>（ゲスト）川口市市民生活部協働推進課職員</p> <p>（傍聴者）1名</p>
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○議 事</p> <p style="padding-left: 20px;">・川口市協働推進条例について</p> <p>○その他</p> <p style="padding-left: 20px;">・事務連絡</p> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<p>1 次第</p> <p>2 席次表</p> <p>3 川口市協働推進条例について</p> <p>4 川口市協働推進条例パンフレット</p> <p>5 前回議事録の確定版</p>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p style="padding-left: 20px;">これより、傍聴者希望者1名に入室をしていただく。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">定刻となったので開会する。本日の出席者は11名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。</p>

委員長

それでは議事にしたがって進めたい。

前は、これまでの審議内容について説明をさせていただき、今後どのように委員会を進めていくかについての意見等を伺った。その中で、副委員長から個別条例の協働推進条例と市民参加条例について確認してはどうかという提案があった。

それを受けて、今回は協働推進条例について説明をしていただきたく、担当部局にゲストスピーカーとして出席をお願いしている。それでは説明をお願いしたい。

ゲストスピーカー

それでは、川口市協働推進条例について説明をさせていただく。

通称名は「まちはみんなで作るもの条例」、平成24年4月1日に施行され、概要としては、多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めた条例となっている。

川口市自治基本条例に定める「自治の実現」のために、①協働の基本理念、②協働を推進するための原則、③市民等及び市の役割などを定めている。協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としている。

基本理念は、(1)互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。(2)それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこととなっている。

次に協働の原則であるが、「市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする」、「市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする」となっている。

次に条文の題名であるが、第5条は「市民等の役割」、第6条は「市の役割」、第7条は「協働の人づくり」、第8条は「協働の提案」、第9条は「地域における協働の仕組みづくり」、第10条は「協働を推進する体制の整備」、第11条～13条は「協働推進委員会の設置」等、第14条は「国等との連携」、第15～16条は「その他」という構成になっている。

主な特徴は、通称名「まちはみんなで作るもの条例」があり、条例策定時の策定委員にこのような思いがあったということである。理念条例となっており、協働事業の選定、協働契約、支援申請などの手続きは定めていない。対象の市民である「地縁」にマンション管理組合を想定

している。市民等同士がともに行う活動を、協働の基盤としている。

続いて、協働条例策定までの経緯であるが、平成19年から川口市市民活動と行政との協働推進懇談会が開催されており、条例を作る前から、協働についての話し合いがされていた。市民活動と行政との協働のあり方や施策、仕組みについて意見を聴くことを目的に開催されていたとのことである。内容としては、協働の目的や現状確認、庁内ワーキングチーム、協働フォーラム開催などである。懇談会は現在開催されていないが、協働フォーラムについては引き継がれ、協働推進課にて開催している。

平成21年4月に川口市自治基本条例が施行され、関係3条例制定の規定が盛り込まれた。それに伴い、協働推進懇談会から「協働推進条例策定に関わる提案書」が提出され、川口市協働推進条例策定委員会や条例意見交換会において話し合いが行われ、平成24年3月27日に川口市市議会にて議決され、同年4月1日に施行された。

続いて、川口市協働推進条例策定委員会における審議内容についてであるが、第1回は条例の位置づけ、スケジュール確認、懇談会からの提案書の説明などが行われた。第2回は協働事例紹介、条例の方向性が話し合われた。第3回は条例項目、協働事例整理、項目出しなどが行われた。第4回は総則、協働の原則、協働のしくみ、横浜市市民活動推進検討委員会報告などが行われた。第5回は市民参加条例策定委員会傍聴報告、協働推進条例素案提示・検討、鳩ヶ谷まちづくりフォーラムや町会自治会に関する調査報告などが行われた。第6回は引き続き協働推進条例素案検討、逐条解説素案の提示などが行われた。第7回は前文、パブリック・コメントの実施報告、条例意見交換会報告、逐条解説についての議論が行われた。第8回はパブリック・コメントの結果報告、逐条解説の議論が行われ、答申。という流れとなっている。

次に、川口市協働推進委員会についてであるが、川口市協働推進条例の第11条から第13条に規定されている。条例の運用状況について検討し、協働を総合的に推進するための附属機関であり、市長の諮問に応じ、条例の運用状況の検証と協働の推進に関する重要事項を調査審議するものとなっている。今まで15回開催されており、2回の答申がなされている。委員会の人数は15名以内となっており、公募市民、民間団体選出、知識経験者、学識経験者で構成されており、任期は2年となっている。

今まで審議されてきた内容についてであるが、平成25年7月23日に「川口市における協働の総合的な推進について」という諮問が出され、

この協働推進条例が名実ともに協働の要として運用されているかの検証及び市民活動の更なる発展、活発化を目指し、協働の総合的な推進について意見を求められた。これについて当委員会で議論し、平成27年3月27日に答申が出された。委員会からの意見は①市民同士及び市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと。②協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと。③協働を推進する市の体制の整備を推進すること。となっている。

次に「川口市における協働の総合的な推進について」という諮問の継続審議として、川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例及び管理規則の一部改正について審議が行われた。川口市には盛人大学というものがあり、西川口の旧並木公民館で行われている。盛人大学に関する施設の設置条例等はなく、協働を推進する市の体制の整備を推進するという中で、各地域に協働センターのようなものを設置するという話もあり、その両方をかなえるような形で、盛人大学がある「かわぐち市民パートナーステーション分室」を条例上で位置づけることとなった。

次に「盛人大学学旨の改正について」という諮問が平成28年10月18日に出された。諮問事項は「盛人大学学旨について見直し、新しい学旨を定めることについて」、諮問理由は「盛人大学が今後とも、「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を実現するために協働する担い手の育成の場」であることを表す学旨について諮問するもの」となっている。行政評価でも審議の対象となったことがあるが、市民大学との違い、盛人大学の意義についても含めての諮問となっている。平成29年6月28日、盛人大学学旨について、「人、しごと、地域社会がともに輝く～盛人による社会貢献のために～」を委員会の意見として答申した。盛人大学学旨が定められた当初の経緯を尊重しつつ、盛人大学の目的の一つである盛人の社会貢献が学旨から明確に伝わるもの、また、川口市協働推進条例の制定や第5次総合計画の将来都市像などを踏まえたものにするのが望ましいとの考えからこの答申がなされた。

次は、協働推進条例に基づいた関連施策について説明させていただく。

まず、ボランティアひとづくり基金についてであるが、ボランティア活動の支援及び広く社会に貢献する人材を育成する経費の財源に充てることを目的としている基金となっている。基金は、市の積立金のほか、市民からの寄附をもとに積立・運用を行っている。基金の推移であるが、利子や寄附金を元に積立を行っているが、事業における取崩額の方が多くなっていることから、年度末残高が年々減少している状況である。今

後の取り組みとしては、職員の営業活動などが必要と考えているところである。

次に、青少年ボランティア育成事業であるが、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に実施する事業となっている。「こどもフリーさろん」は、パートナーステーションで手話や車椅子の操作体験、国際交流などをもって、子どもたちにボランティア活動の体験を行っている。他にも「夏休みこどもボランティアさろん」「青少年ボランティアスクール」「ボランティアポイント制度」「通年ボランティア事業」などを行っている。

次に、助成金事業であるが、市民活動助成事業と協働推進事業助成金の二つある。まず、市民活動助成事業についてであるが、市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、地域や社会の課題に新たに取り組む事業に対し、助成金を交付している。次に、協働推進事業助成金についてであるが、行政課題を解決するために市と協働を行う地縁の団体及び市民団体に対し、その取り組みに要する費用を助成することで、速やかな行政課題の解決と協働の担い手づくりを図るために助成がされている。

続いて、ボランティア見本市・広場についてであるが、パートナーステーションには現在約280のボランティア団体の登録があるが、その団体の活動紹介などで多くの市民の方にボランティアへの関心を高めていただけるよう実施している。併せて、団体間の交流を深め、共助の社会作り、協働の基盤づくりを推進するために実施している。ボランティア見本市については、毎年10月第3日曜日に、川口西公園にて実施している。ボランティア広場については、年5回程度、かわぐち市民パートナーステーションにて実施している。

続いて、フォーラムについてであるが、まちはみんなでつくるものフォーラムとして、まちづくりや社会貢献活動に顕著な実績を残す方や、大学の教授等をお招きして講演会を実施している。平成29年度は防災講習会として実施する。協働に必要なコミュニティやボランティア、多文化共生、男女共同参画の考え方を防災に絡めて伝えていく予定である。

続いて、川口市協働推進員の役割についてであるが、地域の課題を解決しようとするNPOや自治会等の活動内容や強み、課題などを把握すること。税理士や建築士などスキルやノウハウを持つ人を「専門家」として埼玉県に登録しておき、その人々とNPO等をマッチングすること。本事業に関することについて地域住民やNPO等からの相談を受けること。「専門家」と活動資金のマッチングをすること。最近ではクラウドフ

アウンディングの説明・紹介等も行っている。マッチングした事業の進捗を把握し、必要に応じて支援すること。成果を把握し、情報を発信すること。共助の仕組みを拡大・強化する取組。これらのことを行っているところである。

最後に、盛人大学についてであるが、主に50歳以上の方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的に、平成18年度に開校した。多くの盛人世代の方々が盛人大学で学び、その学んだことを活かして、それぞれの地域で川口の元気づくりのため社会貢献活動を行っているという状況である。

説明については以上となる。

委員長

協働推進委員会の最初の諮問に対する答申において、協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこととあるが、自治基本条例においては市民意識調査により認知度の把握をしているが、協働推進条例はどうか。

ゲストスピーカー

認知度の把握はしていないが、フォーラムの開催やホームページでの発信など、啓発活動を行っている。

委員長

協働推進委員会について、常設という認識でよいか。また、開催ほどの程度しているのか。

ゲストスピーカー

常設で設置しており、平成25、26年度は各年度5回、平成27、28年度は各年度2回、平成29年度はまだ1回の開催であるが、まだ開催予定があり2回以上にはなる予定である。年何回開催するかは審議の内容によって変わってくる。

委員長

諮問を受けて委員会が動き出すということか。

ゲストスピーカー

諮問を受けて動き出す。諮問がない場合も、前の諮問の継続審議とい

う形ではあるが、審議は行っている。

委員長

協働推進委員会では、協働を推進する上で、十分に行われているかいないかの指標・確認項目などはあるのか。

ゲストスピーカー

指標というものは定めていない。今の状況においては、協働する社会がまだまだ必要であろうという共通認識の中で、市民意識の啓発、職員意識の醸成、情報発信、環境整備などについて、さらに上を目指していけるよう審議を進めている状況である。

委員長

協働推進員の役割についてであるが、協働推進委員会での審議結果の具体的な形として、協働推進員の活動の項目が増えていくのか。協働推進員はどのような人になるのか、協働推進委員会との関係性を教えていただきたい。

ゲストスピーカー

協働推進員の具体的な役割としては、先ほど述べたようにNPO等の相談に乗り、他団体や、市役所の他課に協力を仰ぐなどがあり、委員会の結果により活動項目が増えるわけではない。協働推進員は、協働推進課内に設置されている役職のようなものである。協働推進委員会の委員については、公募市民、民間団体選出、知識経験者、学識経験者で構成された委員会である。協働推進員は条例や委員会の審議結果に基づいて啓発活動などを行っているが、協働推進員と協働推進委員会は別のものである。

委員

協働推進条例は平成24年4月に施行されたが、東日本大震災が平成23年3月11日に発生したことは、条例を策定する上で何か影響を与えたことはあったか。

ゲストスピーカー

東日本大震災においては、自助・共助がかなりの割合で人々を助けたとの記録がある。策定委員としては共助が協働の基盤であるという思い

があったと聞いているので、会議の中では防災における共助の大切さが話し合われたのではないかと推測できる。

委員

協働関連施策について、ボランティア育成事業、市民活動助成事業、ボランティア見本市、盛人大学などは、条例策定前から実施しているようであるが、条例策定後に、市民が知っているような事業は何か実施しているのか。毎年の基金の取崩はどのように運用しているのか。

ゲストスピーカー

条例策定後に実施した事業はないが、この条例を基にいろいろな活動ができるようになったということで、策定委員たちの思いや条例の効力といったものはあるのではないかと考える。基金の取崩については、既存事業に充当している。

委員長

協働推進員を担当している中で、特徴的なこと、以前と変わったこと、感じていることなどを伺いたい。

ゲストスピーカー

協働推進員は、埼玉県が「共助仕掛人」というものを立ち上げ、川口市にも設置の依頼をされたのが始まりである。担当としては、相談件数や活動回数は増えているように感じる。最近では子ども食堂を立ち上げるためにはどうしたらいいかといった相談や、フードバンクとのマッチングの相談も増えた。また、地域包括ケアを実践するため、行政との協働や市民の共助がとても大切である。そうした活動に関しても相談に来る団体が増えてきているように感じる。相談に対しては、市の助成金の推奨、大学や地域の他団体、企業など、官民学と協働共助の関係で活動するなど、活動の範囲は広がっているように感じている。

委員

「川口市における協働の総合的な推進について」の答申における、「協働を推進する市の体制の整備を推進すること。」を受けて、市では体制の整備を具体的になにか行ったことはあるか。

ゲストスピーカー

体制の整備としては、現在市民生活部かわぐち市民パートナーステーションにおいて協働推進の事務を担当しており、当施設は川口駅前にあり市民活動団体の活動を支援するには適した位置に配置されている。市民との協働には協働推進課だけでなく、関係部署と緊密な調整が必要であるから、各部署との協力体制の整備をすることが望ましいとの考えもある。

また、地域協働センターの設置というものがある。近年市民活動や協働が活発に推進されていることから、市民の自主的な活動の支援を目的とした市民協働支援センターを設置する自治体やNPO団体が増えている。本市にはかわぐち市民パートナーステーションが協働推進施設として開設されているが、委員会からの、地域の活動拠点となる地域協働センターは市内各地に配置されることが望ましいとの考えから、西川口の盛人大学があったところを分室として位置づけ、市民パートナーステーションと同じように団体が使えるような施設となった。そういう意味では、一歩進んだように考える。

委員

川口は日本一のボランティアの街を目指してきた経緯があるため、多くの団体が組織化されている。その団体を連携させていくことが重要であると考え。市で協働推進に関わるホームページを作成し、登録団体の紹介や、連携できるような仕組みづくりなどは今まで考えたことはあるか。

ゲストスピーカー

ホームページでは、協働推進員の活動の掲載などを行っているが、団体の紹介などはしていない。このような意見があったことを今後の検討材料にしていきたいと考える。

副委員長

盛人大学で学び、その学んだことを活かして、それぞれの地域で川口元気づくりのため社会貢献活動を行っているということであるが、こういう情報をパートナーステーションでフィードバックさせているのか。

ゲストスピーカー

盛人大学を出られた方々が色々な団体を立ち上げている。そこで活動している内容については団体ごとにチラシなどを作成しており、掲示板などに掲載し広報活動などを行っている。

副委員長

盛人大学は学ぶことが目的であるから活動しなければいけないということにはなっていないと思うが、地域の基盤づくりや、地域活動を行っていることが、認知度を高めるために大切なポイントであり課題の一つではないか。盛人大学をどのように協働条例の中で位置づけていくのかということは諮問事項でも話題に上がっていた。条例ができることによって、条例を基に活動しているということを強調できる面はあると思う。また卒業後、同窓会で情報交換会のようなものができるのではないか。そういう発想・議論はあるのか。

ゲストスピーカー

繋がるということがとても大切なことであり、卒業式のときに、できる限り同窓会を組んでみてはどうかということを提案している。現在、盛人2期会、3期会などが社会貢献活動を行っている。また、卒業式のときにパートナーステーションに登録されている団体の紹介を行っている。盛人大学では機会を捉えて、地域で活動していただくよう提案などを行っている。

副委員長

川口市は、地縁団体ということで自治会町内会が強い地域だと伺っているが、ネットワークの作り方もいろいろあるように感じる。このような社会貢献活動を行っている人がいるということは大切なことであり、協働条例に関しては、活動が積極的に行われているので、条例の認知度を上げることはあまり必要がないような面もあるように感じる。条例があることによりどのようなことができるか、今のところはっきりしないが、繋がりや活動が中心となっており、大切なことであると感じた。

委員長

協働推進条例の策定により、盛人大学が以前より盛んになったというように、因果関係が説明できなくても話のやり取りの中で自分なりに理解できたのは、自治基本条例の第3条（市民の役割）において、「市民は、

自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。」と規定されており、続いて第5条（市民と市の協働）が規定されているが、川口の場合は、自治基本条例においても、協働推進条例においても、もともとあるボランティア活動や盛人大学事業を早くからやってこられたなどの素地をベースに条例の体系が作られている。それはあながち間違いではなく、実情にあったしくみが制度で整理されたのではないかと感じた。

今日は自治基本条例を改正すべきか否かを考える一つの素材として、自治基本条例が制定を求めた協働推進条例がどのようなものかの説明をいただいた。

本日の議事はここまでとしたいが、他に何かあるか。

－ 委員からなし －

委員長

冒頭でもお伝えしたが、次回は「川口市市民参加条例について」を予定している。

それでは、その他で事務局からあればお願いしたい。

事務局（企画経営課長）

事務局から次回以降の日程について、事務連絡をしたい。

次回は年が変わった平成30年2月6日（木）、開始時間も場所も今回と同じ、午後6時半から中央ふれあい館の特別会議室となる。

事務局からは以上である。

委員長

それでは、ただいまの件と、その他で委員会から何かあるか。

－ 委員からなしの声 －

委員長

それでは本日は以上で閉会とする。

■ 閉会（午後7時45分）

以上

次回日程

平成30年2月6日(木) 場所は 中央ふれあい館 特別会議室